

鳥取県福祉のまちづくり推進協議会 整備基準専門委員会

(第3回)

日時:令和3年10月14日(木)13:30～

場所:災害対策室(第2庁舎3階)

オンライン併用

次第

1 あいさつ(住まいまちづくり課長)

2 議題

- ① バリアフリー化の推進(適合率の向上)について
- ② 整備基準の見直しについて
- ③ 弱視(ロービジョン)者への配慮について
- ④ 既存建築物の利活用について
- ⑤ 補助金制度の見直し

3 今後の予定

整備基準専門委員

(敬称略・順不同)

<凡例> ※福祉のまちづくり推進協議会委員兼務

区分	氏名	所属・役職
施設利用者	(欠)岡 享弘※	県老人クラブ連合会理事
//	(欠)足羽 賢治※	倉吉市身体障害者福祉協会事務局長
//	高塚 千春※ WEB	県聴覚障害者協会理事
//	藪田 和利※	県視覚障害者福祉協会理事兼東部支部長
//	(欠)山崎 満江※	県介護福祉士会参与
//	(欠)朝野 みどり※	(特非)就労支援センター和貴の郷生活支援員
//	西尾 恵子	山陰網膜色素変性症協会
施設提供者	松浦 秀一郎※WEB	県ハイヤー・タクシー協会
//	米原 哲男※	県旅館ホテル生活衛生同業組合事務局長
//	信夫 正人	県飲食生活衛生同業組合副理事
//	(欠)米本 恵美	東宝企業(株)業務部主任
//	畑山 洋子	県美容業生活衛生同業組合
//	西尾 浩一郎	県中小企業団体中央会事務局企画振興部次長
//	(欠)前田 真教	日本賃貸住宅管理協会中国ブロック県支部長
建築団体	塚田 隆※ WEB	県建築士事務所協会副会長
特定行政庁	尾坂 和昭	鳥取市都市整備部次長兼建築指導課長
学識経験者	天野 圭子※	米子工業高等専門学校総合工学科准教授
オブザーバー	光岡 芳晶 WEB	(特非)すてっぴ理事長

事務局名簿

所属	職名	氏名
鳥取県福祉保健部ささえあい福祉局 福祉保健課	係長	眞野 将徳
// // //	主事	森岡 小織
// 生活環境部くらしの安心局 住まいまちづくり課	課長	前田 弘信
// // // 景観・建築指導室	室長	森山 倫男
// // // //	課長補佐	柏木 将吾
// // // //	係長	小谷 良和
// // // //	建築技師	太田 史夏

今回の委員会で前回の会議後に頂いた意見を踏まえて審議する検討内容

検討1 バリアフリー化の推進(適合率の向上)

- ・平成28年の条例改正では、適合率70%を目標に掲げて見直しを行ったが、達成できてない。

適合率 60%(H21~H25) ⇒ 61%(H28~R2)

検討2 整備基準の見直し

- ・施設利用者、施設提供者、設計者等の提案への対応
- ・多目的トイレの機能分散化の促進、屋根付き駐車場の普及促進

検討3 弱視(ロービジョン)者への配慮

- ・見えづらさに配慮した施設整備を促進

検討4 既存建築物の利活用の推進

- ・空き家、空きビルの増加・老朽化が、景観を阻害し、地域の価値を引き下げている
- ・空き家等の利活用とバリアフリー化推進を両立させる検証が必要

検討項目 1 バリアフリー化の推進

見直し骨子案

- 適合率は、バリアフリー化を図る1つの指標であり、引続き向上に向けて必要な措置を講じる。
- 「高齢者、障がい者等の利用が多いと見込まれる用途」や「適合率が低い用途施設」に重点を置いて適合面積の引下げを行う。
- 概ね適合率の1割の引上げを目指すこととする。(61%⇒70%)
- 引下げを行う場合、補助金の見直しの検討も同時に行う。

凡例表記

- 車 車いす使用者に関連する分野
- 高 高齢者に関連する分野
- 聴 聞こえない・聞こえにくい(聴覚障がい者)に関連する分野

- 視 視覚障がい者・ロービジョン者に関連する分野
- 子 子育て・妊産婦に関連する分野
- オ オストメイトに関連する分野

検討項目 1 バリアフリー化の推進

第2回専門委員会及び意見照会で頂いたご意見

- ①(光岡OS)「飲食店」の適用面積の引下げ(100㎡⇒50㎡)を検討してほしい。

上記の意見を受けての事務局の対応

- ①について: **飲食店の適合面積の引下げ**については、飲食組合から「バリアフリー化を進める趣旨には賛同するが、**新型コロナウイルスの影響により厳しい状況にある**ので、この度の改正を見送るよう強い要望があった」ことを鑑み、**次回の見直し(2026年度予定)に向けて継続検討とする。**

検討項目 1 バリアフリー化の推進

車 高 聴 視 子 才

見直し条例案

高齢者、障がい者が**利用が多い用途**の**適用面積**を引下げる。

用途	現行規定(適合率)	見直し案(適合率)
老人ホーム等、保育所、老人福祉センター等	100㎡以上 (95%)	全て (100%)
公衆便所	50㎡以上 (91%)	全て (100%)

適合率が低い**利用が多い用途**の**適用面積**を引下げる。

クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、コインランドリー等	100㎡以上 (19%)	50㎡以上 (83%)
理美容院	200㎡以上 (3%)	100㎡以上 (39%)
共同住宅(※)、寄宿舍、下宿	1000㎡以上 (9%)	500㎡かつ3階以上 又は1000㎡以上 (21%)

※共同住宅は全住戸1割以上の住戸に準移動化等円滑化経路の適合を義務付けることとし、1階のみでそれを満たした場合に限り、床面積1,000㎡まではエレベーターの設置を免除する。

今回の委員会で前回の会議後に頂いた意見を踏まて審議する検討内容

検討1 バリアフリー化の推進(適合率の向上)

- ・平成28年の条例改正では、適合率70%を目標に掲げて見直しを行ったが、達成できてない。

適合率 60%(H21~H25) ⇒ 61%(H28~R2)

検討2 整備基準の見直し

- ・施設利用者、施設提供者、設計者等の提案への対応
- ・多目的トイレの機能分散化の促進、屋根付き駐車場の普及促進

検討3 弱視(ロービジョン)者への配慮

- ・見えづらさに配慮した施設整備を促進

検討4 既存建築物の利活用の推進

- ・空き家、空きビルの増加・老朽化が、景観を阻害し、地域の価値を引き下げている
- ・空き家等の利活用とバリアフリー化推進を両立させる検証が必要

検討項目 2 整備基準の見直し 車 高 子

見直し条例案(主に車いす使用者に対応した見直し)

①トイレ内大型バットの設置面積引下げについて

第2回専門委員会及び意見照会で頂いたご意見

なし

現行の適用面積を引下げる。

用途	現行規定	見直し案
劇場等、集会場等、百貨店・物販店等、ホテル※、体育館(一般公共の用に供するもの)等、遊戯場、博物館等	2000㎡以上	1000㎡以上
特別支援学校、病院、保健所等の官庁署施設、旅客施設	全て	変更なし
公衆便所	50㎡以上	変更なし

※宿泊者以外の利用がある場合に限る。

検討項目 2 整備基準の見直し 車 高

見直し条例案(車いす使用者等に対応した見直し)

②一般トイレ内に車いす使用者用簡易型便房の設置することについて

第2回専門委員会及び意見照会で頂いたご意見

なし

多目的トイレとは別に、一般トイレの中に車いすの利用ができるトイレ(車いす用簡易型便房(幅130cm、奥行き200cm、引戸の出入口で有効幅80cm以上とする最小限の広さ)を1以上設置(男女トイレがある場合は男女別)する基準を新たに設ける。

この場合は、一般トイレの出入口は有効幅80cm以上、便所内通路は方向転換できるスペースを設けることとする。

適用用途	現行規定	見直し案
病院	無し	1000m ² 以上
劇場等、集会場等		2000m ² 以上
百貨店・物販店等、ホテル(宿泊者以外の利用がある場合)等		全て
保健所等の官庁署施設、旅客施設		1000m ² 以上
体育館(一般公共の用に供するもの)等、遊戯場		
博物館等		

検討項目2 整備基準の見直し 車

見直し条例案(車いす使用者等に対応した見直し)

③車いす使用者駐車施設の屋根設置面積の引下げについて

第2回専門委員会及び意見照会で頂いたご意見

なし

現行の適用面積を引下げる。

用途	現行規定	見直し案
特別特定建築物(下記を除く 条例で指定している全ての特別特定施設)	5000㎡以上	2000㎡以上
保健所等の官庁署施設	全て	変更なし
公衆便所	50㎡以上	変更なし

検討項目 2 整備基準の見直し 車 高

見直し条例案(車いす使用者等に対応した見直し)

④建築物の主たる出入扉の仕様を原則的に自動扉又は引き戸とすることを義務付けすることについて

第2回専門委員会及び意見照会で頂いたご意見

なし

自動扉又は引き戸とする基準を新たに設ける。
ただし、法令等の規定により、自動扉等の設置ができない場合(防火戸など)は、インターホン設備等の設置を行うことにする。

用途	現行規定	適用面積案
特別支援学校、学校	無し	全て
各種学校、専修学校等		500㎡以上
病院、診療所		全て
劇場等、集会場等、展示場		500㎡以上
百貨店・物販店等、ホテル		
ガス、電気、電気通信の用に供する事務所		

検討項目 2 整備基準の見直し 車 高

(つづき)見直し条例案(車いす使用者等に対応した見直し)

用途	現行規定	適用面積案
保健所等など官公署施設、旅客施設	無し	全て
老人ホーム、福祉ホーム、保育所、老人福祉センター、児童厚生施設等		500㎡以上
体育館(一般公共の用に供するもの)		
体育館(上記以外)		
遊技場、博物館等、公衆浴場		
飲食店、クリーニング店等、理美容院、銀行等		
自動車教習所場等		

検討項目 2 整備基準の見直し

視

見直し条例案(視覚障がい者等に対応した見直し)

①敷地内の誘導ブロックと前面道路の誘導ブロックを接続する面積の引下げについて

第2回専門委員会及び意見照会で頂いたご意見

なし

現行の適用面積を引下げる。

建築物を建築する以前から前面道路に誘導ブロックがある場合に接続する。(誘導ブロックがない場合は、敷地境界から玄関までとする。)

用途	現行規定	見直し案
特別支援学校	1000㎡以上	全て
病院	全て	変更なし
診療所	100㎡以上	変更なし
劇場等、集会場等	1000㎡以上	全て
展示場	1000㎡以上	500㎡以上
ホテル	1000㎡以上	200㎡かつ10室以上

検討項目 2 整備基準の見直し

(つづき)見直し条例案	用途	現行規定	見直し案
百貨店・物販店等		1000㎡以上	100㎡以上
保健所等など官公署施設、旅客施設		全て	変更なし
老人ホーム、福祉ホーム(主として高齢者、障がい者等が利用)及び老人福祉センター、児童厚生施設等		1000㎡以上	全て
体育館(一般公共の用に供するもの)		1000㎡以上	全て
遊技場		1000㎡以上	変更なし
博物館等		1000㎡以上	全て
公衆浴場		1000㎡以上	500㎡以上
飲食店、理美容院、銀行等		1000㎡以上	100㎡以上
クリーニング店		1000㎡以上	50㎡以上
自動車停留又は駐車場		1000㎡以上	変更なし
公衆便所		50㎡以上	全て
公共用歩道、複合用途建築物		1000㎡以上	変更なし

検討項目 2 整備基準の見直し 車 高 聴 視 子

見直し条例案(聴覚障がい者等に対応した見直し)

- ① **トイレ内(車いす使用者用トイレを含む)に火災警報装置(光警報装置)の設置を義務付けすることについて**

第2回専門委員会及び意見照会で頂いたご意見

なし

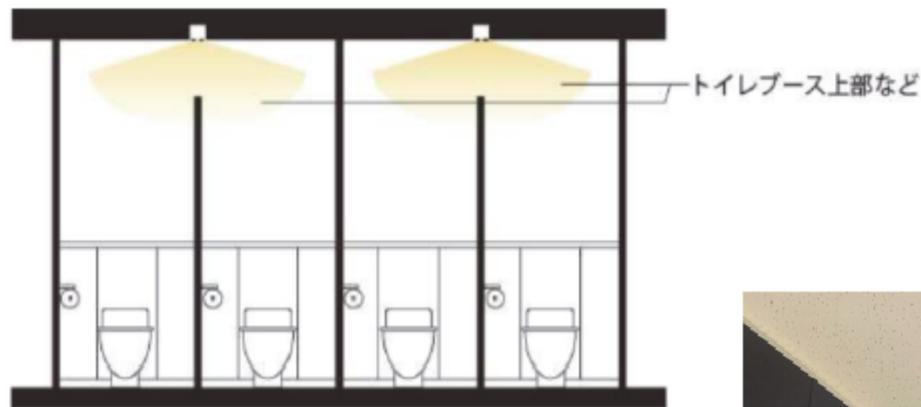
光警報装置の設置基準を新たに設ける。(高齢者、障がい者の利用が多い施設、集客施設を対象)

用途	現行規定	適用面積案
特別支援学校、病院、 診療所	無し	1000㎡ 以上
劇場等、集会場等、 展示場		
百貨店・物販店等、ホテル(共用部)		
保健所等など官公署施設、旅客施設		
老人ホーム、福祉ホーム、保育所、老人福祉センター、児童厚生施設等		
体育館(一般公共の用に供するもの)、遊技場、博物館等、公衆浴場		

検討項目 2 整備基準の見直し 車 高 聴 視 子

見直し条例案(聴覚障がい者等に対応した見直し)

- ① **トイレ内(車いす使用者用トイレを含む)に火災警報装置(光警報装置)の設置を義務付けすることについて**



便房内(平常時)



便房内(緊急時)

【伝達方法】

火災時は、建物内の火災報知設備等に連動し、トイレ内のどこでも音以外の視覚的な方法により視認できる非常情報を伝える。

検討項目 2 整備基準の見直し 車 高 聴 視 子

見直し条例案(聴覚障がい者等に対応した見直し)

②エレベーターに火災時管制運転装置(※)の設置を義務付けについて

第2回専門委員会及び意見照会で頂いたご意見

なし

火災時管理運転装置の設置基準を新たに設ける。(官公署施設、集客施設)

用途	現行規定	適用面積案
特別支援学校、病院、診療所	無し	3階かつ 2000㎡以上
劇場等、集会場等、展示場		
百貨店・物販店等、ホテル		
保健所等など官公署施設、旅客施設		
体育館(一般公共の用に供するもの) 、遊技場、博物館等、公衆浴場		

※火災時に1階に自動着床し、建物外に避難できる安全装置

検討項目 2 整備基準の見直し

高

視 子

見直し条例案(高齢者等に対応した見直し)

①階段(踊り場を含む)手すりの両側設置を義務付けすることについて

第2回専門委員会及び意見照会で頂いたご意見

なし

特定の用途かつ一定規模以上の床面積について階段(踊り場含む)に設置する手すりについて両側に設置する基準を新たに設ける。

以下の用途について設置を義務付ける。

(次ページにつづく)

用途	現行規定	適用面積案
特別支援学校・学校	無し	全て
各種学校、専修学校等		500㎡以上
病院		全て
診療所		100㎡以上

検討項目 2 整備基準の見直し

(つづき)見直し条例案(高齢者等に対応した見直し)

以下の用途について設置を義務付ける。

(次ページにつづく)

用途	現行規定	適用面積案
劇場、集会場	無し	全て
展示場		500㎡以上
百貨店・物販店等		100㎡以上
ホテル、旅館		200㎡かつ 10室以上
ガス、電気、電気通信の用に供する事務所		1000㎡以上
保健所等など官公署施設、旅客施設		全て
老人ホーム、福祉ホーム、保育所、老人福祉センター、児童厚生施設等		
共同住宅等		3階かつ500㎡ 又は1000㎡以上
遊戯場		1000㎡以上

検討項目 2 整備基準の見直し

(つづき)見直し条例案(高齢者等に対応した見直し)

以下の用途について設置を義務付ける。

用途	現行規定	適用面積案
体育館(一般公共の用に供するもの)	無し	全て
体育館(上記以外)		500㎡以上
博物館等		全て
公衆浴場		500㎡以上
飲食店		100㎡以上
クリーニング店		50㎡以上
理美容院		100㎡以上
銀行等		100㎡以上
自動車教習所場等		500㎡以上
自動車の停留場又は駐車場		1000㎡以上
公衆便所		全て
公共用歩道、複合用建築物		1000㎡以上

検討項目 2 整備基準の見直し

車 高

子

見直し条例案(高齢者等に対応した見直し)

②浴室等に対する整備基準の義務付けについて

第2回専門委員会及び意見照会で頂いたご意見

なし

浴室等の整備基準（兵庫県、大阪府、東京都とほぼ同じ内容）

- ・床の表面は、粗面とし、又はすべりにくい材料で仕上げとする
- ・浴槽、シャワー、手すり等を適切に配置する
 - ⇒浴槽は濡れても滑りにくく、体を傷つけない材料で仕上げる
 - ⇒シャワーは原則としてハンドシャワーとする。
 - ⇒浴室用車いす、またシャワーチェア等を備える。
 - ⇒浴槽に入るための階段付近には、出入りのための手すりを設ける。
- ・車いす使用者が円滑に利用することができる十分な空間を確保する
- ・出入口は80cm以上とし、引き戸とする。(自動的に開閉する場合は除く)
また、その前後に段差を設けない構造とする
- ・廊下から浴室、シャワー室、脱衣所又は更衣室まで段差を設けないこと。
(建築物移動等円滑化経路とする)

検討項目 2 整備基準の見直し

車 高

子

見直し条例案(高齢者等に対応した見直し)

②浴室等に対する整備基準の義務付けについて

滑らない床等とする浴室等の基準を新たに設ける。

用途	現行規定	適用面積案
特別支援学校、病院	無し	全て
診療所		100
ホテル等(共同浴室に限る)		200㎡かつ10室以上
老人ホーム等(主として高齢者、障がい者等が利用)及び老人福祉センター等		全て
公衆浴場		500㎡以上

検討項目 2 整備基準の見直し

子

見直し条例案(子育ての方に対応した見直し)

- ①多目的トイレとは別に、一般向けトイレ内(男女トイレがある場合は男女別)にベビーベッドその他オムツ替え設備を1以上設置する面積の引下げについて

第2回専門委員会及び意見照会で頂いたご意見
なし

現行の適用面積を引下げる

用途	現行規定	見直し案
病院	2000㎡以上	1000㎡以上
劇場等、集会場等		
百貨店・物販店等	5000㎡以上	2000㎡以上
ホテル(宿泊者以外の利用がある場合)等		
保健所等の官庁署施設、旅客施設	全て	変更なし
体育館(一般公共の用に供するもの)等、遊戯場	2000㎡以上	1000㎡以上
博物館等		

検討項目 2 整備基準の見直し

才

見直し条例案(オストメイトに対応した見直し)

①多目的トイレとは別に、一般向けトイレ内(男女トイレがある場合は男女別)にオストメイト用設備を1以上設置する面積の引下げについて

第2回専門委員会及び意見照会で頂いたご意見

なし

現行の適用面積を引下げる。

用途	現行規定	見直し案
病院	2000㎡以上	1000㎡以上
劇場等、集会場等		
百貨店・物販店等	5000㎡以上	2000㎡以上
ホテル(宿泊者以外の利用がある場合)等		
保健所等の官庁署施設、旅客施設	全て	変更なし
体育館(一般公共の用に供するもの)等、遊戯場	2000㎡以上	1000㎡以上
博物館等		

検討項目 2 整備基準の見直し

オ

見直し条例案(オストメイトに対応した見直し)

- ②一定規模以上の建築物の場合は、オストメイト用設備(オストメイト用簡易型設備ではなく)の設置基準について

第2回専門委員会及び意見照会で頂いたご意見

(尾坂委員)補助金を拡充すべきではないか。

上記の意見を受けての事務局の対応

現行の補助制度にオストメイト用設備に関するメニューはあるが、実勢価格などを検証し必要に応じて見直しを行う予定です。

以下の整備基準を義務付ける。

床面積が1000㎡以上(官公署施設・公衆便所は全て)の建築物にオストメイト用設備を設ける場合は、原則的にオストメイト用簡易型設備ではなく、オストメイト用設備とすることを義務付ける。ただし、機能分散化のため一般向けトイレ内に設ける場合は除く。

検討項目 2 整備基準の見直し 車 高 視

見直し条例案(その他全般的な見直し)

①飲食店や物品販売を営む店舗内には、段差を設けないことについて

第2回専門委員会及び意見照会で頂いたご意見

(前田委員)新築は良いが、既存建築物の改修のため事業者の負担が増えれば空き家・空きビルの利活用が進まないのではないか。

上記の意見を受けての事務局の対応

ご意見のとおり既存建築物の利活用に伴う新たな規制については、事業者の負担の増加となり懸念されるところです。しかし、既存建築物についても面積規模に見合う形での一定のバリアフリー化は、必要と考えられることから、事業者の可能な範囲で整備基準の適合に努めていただきます。

検討項目 2 整備基準の見直し 車 高 視

見直し条例案(その他全般的な見直し)

①飲食店や物品販売を営む店舗内には、段差を設けないことについて

以下の内容を整備基準に追加する。

- ・飲食店と物品販売業を営む店舗を対象とし、床面積が1000㎡以上の建築物を対象とする。
- ・原則的に店舗内及び室内通路には段差を設けないこと。
- ・段を設ける場合は、傾斜路、エレベーターその他の昇降機(段差解消機等)を併設する。
- ・傾斜路を設ける場合においても車いす使用者が安全に昇降できる幅員や形状とすること。

検討項目 2 整備基準の見直し 車 高 聴 視 子 才

見直し条例案(その他全般的な見直し)

②市町村における福祉のまちづくり推進に向けた協議会について

第2回専門委員会及び意見照会で頂いたご意見

なし

以下の内容を条例に追加する

市町村は、地域の実情に応じた福祉のまちづくりの推進に関する施策を策定し、これを実施するよう市町村協議会(仮称)の体制の整備に努めることとする。(条例第11条へ追加)

市町村協議会の目的

- 市町村による地域の実情に応じた福祉のまちづくりに関する施策の実施を協議する場とする。
- 施設利用者及び施設の提供者に身近な市町村において多様化する利用者のニーズや施設提供者の状況に合わせたよりきめ細やかな施策を実現することを目的とする。

検討項目 2 整備基準の見直し

車 高 聴 視 子 才

条例改正以外の施策案【IoT、DXの活用】

①(令和4年度予算検討)施設のバリアフリー情報等を分りやすく提供

- 建築物のバリアフリー化は、利用者が出かける前に情報を確認し、事業者が集客効果を期待できるといった双方にメリットがあることから、バリアフリー情報をマップ化したアプリを提供する。
※既存バリアフリーマップは、掲載情報が少なく、利用しやすさに問題がある。
- 維持管理上の不備(オストメイトの故障、点字ブロックの荷物)といったがある場合は、利用者がアプリを活用して、事業者や行政機関へ情報提供ができるようにする。
- 将来的には、マイナンバーカード、障害者手帳、子育てパスポート、あいサポート、ハートフル駐車場などの連携を検討する。

②(令和4年度予算検討)トイレ、エレベーター内における緊急情報の通信手段

- ・聞こえない・聞こえにくい人又は建築物の管理者がスマートフォン、タブレットに専用アプリをダウンロードして、非常時に聞こえない・聞こえにくい人に情報を伝達できる方策を検討する。

委員会で審議する検討内容

検討1 バリアフリー化の推進(適合率の向上)

- ・平成28年の条例改正では、適合率70%を目標に掲げて見直しを行ったが、達成できてない。

適合率 60%(H21~H25) ⇒ 61%(H28~R2)

検討2 整備基準の見直し

- ・施設利用者、施設提供者、設計者等の提案への対応
- ・多目的トイレの機能分散化の促進、屋根付き駐車場の普及促進

検討3 弱視(ロービジョン)者への配慮

- ・見えづらさに配慮した施設整備を促進

検討4 既存建築物の利活用の推進

- ・空き家、空きビルの増加・老朽化が、景観を阻害し、地域の価値を引き下げている
- ・空き家等の利活用とバリアフリー化推進を両立させる検証が必要

検討項目 3 弱視(ロービジョン)者への配慮 視

見直し条例案(弱視(ロービジョン)者に配慮した見直し)

配色(コントラスト)へ配慮することについて

第2回専門委員会及び意見照会で頂いたご意見

- ①(前田委員)鳥取県の本庁舎でモデルケースとして取り組んでは如何か。
- ②(尾坂委員)明るさ(照明)に関する基準も設けた方が識別しやすくなるのではないか。

上記の意見を受けての事務局の対応

- ①本庁舎は、改修時などの機会をとらえて取り組むことにしている。
今後整備を予定している青谷上寺地遺跡ガイダンス施設整備、県立美術館をモデル事業にして、事業者や一般県民等に情報発信する。
- ②整備基準に盛り込むことを検討します。

検討項目 3 弱視(ロービジョン)者への配慮

視

見直し条例案(弱視(ロービジョン)者に配慮した見直し)

配色(コントラスト)へ配慮することについて

ロービジョンに配慮することについては、条例に新たに規定する。

【廊下、階段及び傾斜路について】

不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障がい者が利用する廊下、階段及び傾斜路の床、壁、利用居室の出入口については、それぞれ明度、色相又は彩度の差をつけることや必要な照度を確保することにより容易にその存在や位置が識別できるものとする。なお、取り合い部分に明度、色相又は彩度の差をつける場合はこの限りではない。

【便所について】

不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障がい者が利用する便所の床、壁、出入口、トイレブースの扉については、それぞれ明度、色相又は彩度の差をつけることや必要な照度を確保することにより容易にその存在や位置が識別できるものとする。なお、取り合い部分に明度、色相又は彩度の差をつける場合はこの限りではない。

委員会で審議する検討内容

検討1 バリアフリー化の推進(適合率の向上)

- ・平成28年の条例改正では、適合率70%を目標に掲げて見直しを行ったが、達成できてない。
適合率 60%(H21~H25) ⇒ 61%(H28~R2)

検討2 整備基準の見直し

- ・施設利用者、施設提供者、設計者等の提案への対応
- ・多目的トイレの機能分散化の促進、屋根付き駐車場の普及促進

検討3 弱視(ロービジョン)者への配慮

- ・見えづらさに配慮した施設整備を促進

検討4 既存建築物の利活用の推進

- ・空き家、空きビルの増加・老朽化が、景観を阻害し、地域の価値を引き下げている
- ・空き家等の利活用とバリアフリー化推進を両立させる検証が必要

検討項目4 既存建築物の利活用の推進

車 高 聴 視 子

見直し条例案(既存建築物の利活用)

① 既存建築物を利活用した用途変更に係る緩和について

第2回専門委員会及び意見照会で頂いたご意見

(前田委員)面積に関わらずエレベーター設置費(約1千万円)と年間の点検費をかけてまで整備する必要はないと考えます。解体してバリアフリー化、断熱化した方が良いものができるのではないかと。

上記の意見を受けての事務局の対応

既存建築物を建替えることも事業者の選択肢の1つであると思われます。増加し続ける空き家・空きビルの利活用が促進されるため事業者には過度の負担にならないように用途変更時に面積規模に見合う形でのバリアフリー化の確保と緩和が必要と考えております。

検討項目4 既存建築物の利活用の推進

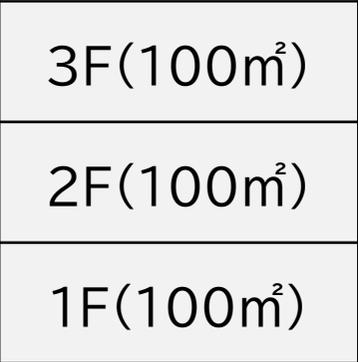
(つづき)見直し条例案(既存建築物の利活用)

以下の緩和した整備基準を条例に追加する

既存建築物の用途変更をする場合、床面積が500㎡未満(現行は、200㎡未満)に限りエレベーターの設置義務を無条件に免除。

【現行基準】200㎡未満の用途変更はエレベーターの設置免除。

【見直し案】用途変更する対象床面積を500㎡未満まで引き上げる。

エレベーター設置免除	現行規定	見直し案
既存の用途変更	200㎡未満	500㎡未満
(例) 300㎡の既存建築物の 用途変更を行う場合	 エレベーター設置必要	 エレベーター設置不要

その他 補助制度の見直し

鳥取県福祉のまちづくり推進事業補助金の拡充について

県は、市町村と連携し民間の特定建築物のバリアフリー化を支援するため、条例基準に適合する建築物のバリアフリー化整備に要する費用の一部を補助する制度を設けています。(市町村間接補助事業)
令和4年度条例強化に合わせ、補助制度の拡充を予定しています。

【補助内容】

条例基準に適合する建築物に対して以下の高齢者・障がい者等に係るバリアフリー化整備にかかる費用の一部を補助

【補助対象建築物用途】

特定建築物 ※病院・福祉施設等、2000㎡以上の特別特定建築物を除く

【補助率】

補助率 1/2～2/3(県, 市町村 1/4～1/3)

【R3.10時点補助制度創設済み市町村】以下14市町村

鳥取市、米子市、倉吉市、境港市、岩美町、若桜町、智頭町、八頭町、三朝町、湯梨浜町、琴浦町、北栄町、大山町、伯耆町

【補助対象項目】 次のページ

その他 補助制度の見直し

鳥取県福祉のまちづくり推進事業補助金の拡充について

○各項目の補助上限の見直し

⇒器具が高機能化し価格が上昇傾向にあるため見直す。(検討中)

○車いす使用者用簡易便房の設置メニューの新設

⇒洋便器改修に伴い、ブースを拡張し車いすが使用できる便房を増やす。

メニュー	
新	車いす使用者用簡易便房用ブース拡張
新	車いす使用者用簡易に至るトイレ出入口改修

○既存建築物の利用居室内のバリアフリー化を促進するメニューを新設

⇒利用客室内の段差を解消するため設置型スロープを補助対象とする。

メニュー	
新	利用居室内の段差解消用スロープの設置

※検討により変更となる場合があります。

その他 補助制度の見直し

鳥取県福祉のまちづくり推進事業補助金の拡充について

メニュー		上限額
既	既存建築物の多目的トイレと経路(経路整備は自動扉、傾斜路、点字ブロック、手摺りが対象)	300~500万円
既	新築建築物の多目的トイレ整備	120万円
既	オストメイトの整備	100万円
既	既存建築物のエレベーター設置	2000万円
既	新築建築物のエレベーター設置	1000万円
既	既存建築物の出入口、敷地内通路(傾斜路、音声誘導装置、玄関自動扉化が対象)	300~500万円
既	建築物の音声誘導装置設置	100万円
既	車いす利用者用駐車場及び通路屋根の設置	200万円
既	既存建築物の一般トイレの改修(高齢者対応便器改修(和→洋化)、自動水栓化、手摺り設置、ベビーチェア設置等) ※個別補助有り	135万円

その他 補助制度の見直し

鳥取県福祉のまちづくり推進事業補助金の拡充について

	メニュー	上限額
既	既存建築物・敷地の手すり設置	1.5万円/m
既	既存建築物の廊下の拡張に伴う床、壁、天井の改修	10万円/m
既	既存建築物の利用居室の出入口改修(開口幅の拡張、引き戸化等)	160万円/箇所
既	既存建築物・敷地の誘導ブロック設置	2.5万円/m ²
既	既存のホテル・旅館へバリアフリー客室の設置	500万円
既	電光掲示板、フラッシュライト等の設置	50万円
既	補助メニューの実施に伴って、必要となる付随工事、建築主等の提案によるバリアフリー化工事	50万円

専門委員会における審議内容

回数	時期	内容
第1回	令和3年7月	見直しの方向、課題の整理と対応方針など
第2回	令和3年8月	条例、マニュアル等への反映案 支援制度の拡充案
第3回	令和3年10月	条例、支援制度の改正案の提示

推進協議会への報告

回数	時期	内容
第1回	令和3年11月	パブリックコメント 前 の条例改正案の承認
第2回	令和4年1月	パブリックコメント 後 の条例改正案の承認

条例改正スケジュール(案)

年度	令和3年度											令和4年度			
月	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	~	10	
条例	分析・課題整理		整備基準検討		条例案作成			パブコメ	条例案修正	●条例案付議	2月議会	●条例公布	条例説明会		●条例施行
議会						議会報告●			●議会報告				周知期間		
専門委員会		●第1回見直しの方向	●第2回反映案説明						●第3回改正案提示						
推進協議会		●専門委員指名通知						●協議会報告							●協議会報告